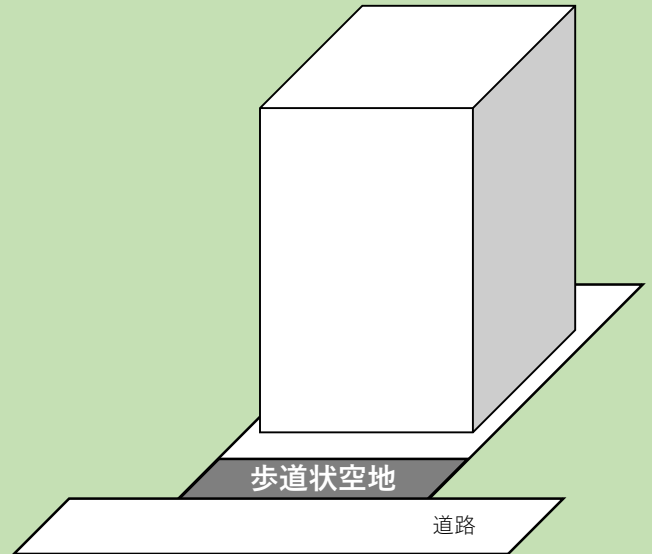
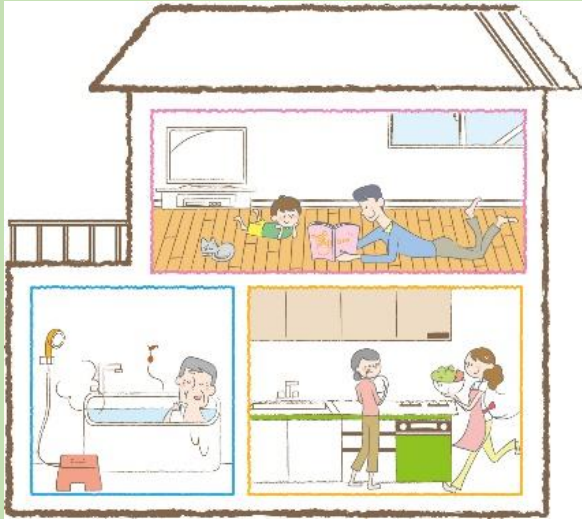


台東区住まいの共同化と安心建替え支援制度

三世代住宅助成

下記の要件で、三世代が同居する住宅を建てる時に助成する制度です。



助成金額:120万円

フラット35金利引き下げ制度あり※

対象要件

- ・台東区内
- ・自己が居住し、親と子と孫が同居する一戸建ての住宅
- ・住宅専用面積が70㎡以上で居室(LDK等含む)4部屋以上かつ各部屋7㎡以上
- ・室内に段差がなく、玄関・廊下に手すり(手すり下地含む)設置
- ・トイレ・浴室に手すり設置
- ・接道面に50cm以上の歩道状空地を整備

※店舗兼用住宅は自営で住宅部分の面積が1/2以上

※妊娠中の場合、母子手帳等の写しを提出(第一子の場合)

※屋根および外壁が色彩基準内のもの(台東区景観条例参照)

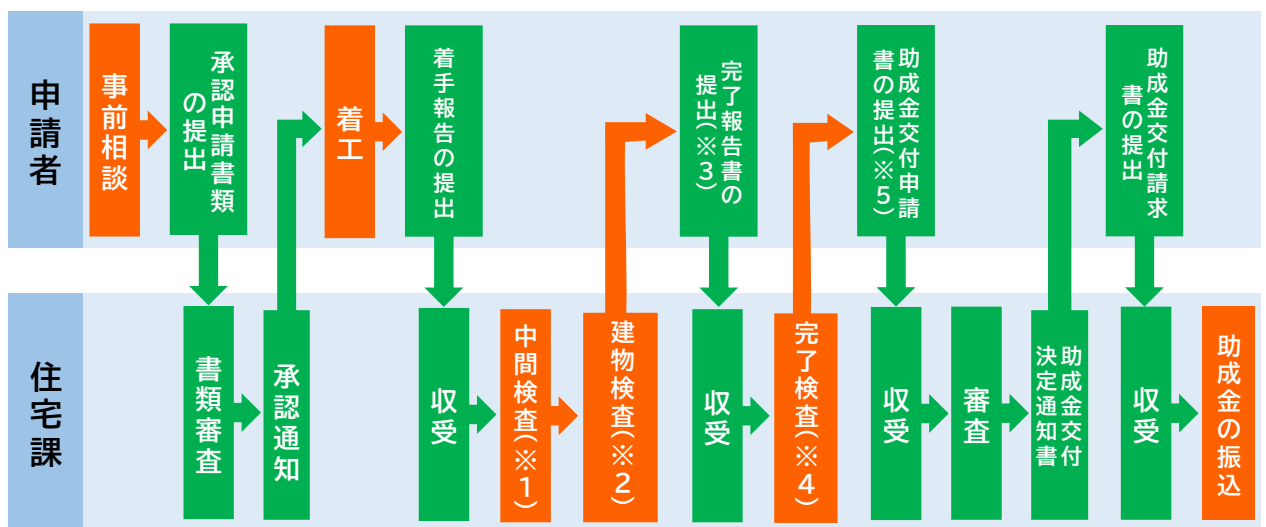
※フラット35金利引き下げ制度は別途事前申請必須(要相談)

申請について

- ① 工事着手前に申請し、かつ助成金の承認を受けることが必要です。着工してからの受付はできません。
- ② **申請前に**事前相談が必要です。事前相談では、建物の図面、空地の配置、建築主、建築後の入居者、従前・従後の土地と建物の所有状況の確認をします。
- ③ 図面の事前確認は申請受付の確約ではありません。
- ④ 申請書類が不足している場合は、受付はできませんのでご注意ください。申請書類を全て揃えて申請された順に受付します。

※申請に必要な書類は、別途書類一覧に記載してありますので、お問い合わせください。(申請手続き予定者にお渡ししています。)

助成金手続きの流れ



- ※1 担当者の立会いのもと、承認時の図面どおりに建築されているか、建物内部を確認します。中間検査は、手すり下地の施工状況を確認します。
- ※2 中間検査と同様に担当者の立ち合いのもと、承認時の図面どおり建築されているか、建物内部を確認します。足場がとれ、間取りが確認でき、設備が取り付けられた状態で、**外構工事前**にご連絡ください。
- ※3 台東区狭あい道路拡幅整備条例の対象となる整備(建築基準法第42条第2項道路等)がある場合は、整備後に完了報告書を提出してください。狭あい道路の整備の関係で、完了報告が遅れる場合は、必ず住宅課に相談してください。完了報告書には完成図面の添付が必要です。
- ※4 外構等の確認ですので、立会いは必要ありません。
- ※5 建物の外観・空地・室内の写真、検査済証の写し、誓約書、建物の登記簿謄本、入居した全員の住民票等添付書類が必要です。詳しくは建物検査の際にご案内します。